

県北広域振興局長告示第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定を取り消した総合的設計による建築物に係る一団地の区域及び縦覧場所は、次のとおりである。

令和8年6月19日

県北広域振興局長 米内靖士

- 1 対象区域 二戸郡一戸町高善寺字野田54番18の一部、54番19の一部、54番22、54番23、54番24及び54番27
- 2 縦覧場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター及び一戸町役場